

「東浦町耐震改修促進計画（案）」への意見募集結果について

No.	意見等の要旨	パブリック・コメントの意見等	町の考え方
1	耐震性のない建物の周知。	私は「耐震性に疑問がある。」という理由で町内でアパートを引越しました。しかし都市計画課からそのような周知はありませんでした。全アパートに対して耐震性疑問があればその旨を周知してください。これは生命にかかわる問題です。	1981（昭和56）年6月に建築基準法の大きな改正があり、それ以前の建築物（以下、「旧基準建築物」という。）の耐震性について、疑問があるとされています。町では、旧基準建築物のうち、戸建木造住宅や非木造住宅などに対して無料耐震診断や耐震診断補助事業を実施しているため、今後も周知を行っていきます。 また、本計画の34ページや36ページに示したとおり、愛知県と協力しながら、共同住宅などに関するノウハウのある公的機関を紹介するなどして、耐震化の促進を図っていきます。